

BEPS Pillar Two

実務担当者&国際税務初心者向けアクションガイド

グローバル・ミニマム課税ー今すぐ動くための実務手引き

2026年版 (情報基準日: 2026年1月)

📖 このガイドの使い方

このガイドは、BEPS Pillar Two (グローバル・ミニマム課税) に初めて取り組む企業の税務担当者を対象に、

「今週から何をすべきか」を具体的に示すことを目的として作成しました。

- ✓ **STEP 0** : まずここから! 自社への影響確認チェック (5問)
- ✓ **STEP 1~8** : 実務アクションを時系列で解説
- ✓ **用語集** : わからない言葉はページ末の用語集へ (★マーク付き)
- ✓ **計算例** : STEP 3 に簡易シミュレーション例あり
- ✓ **報告テンプレート** : STEP 2 に上司・経営層への説明用メモのひな型あり

STEP 0 まず自社に関係があるか確認する (5分でできる影響チェック)

以下の5つの質問に答えてください。「はい」が1つでもあれば、Pillar Two への対応が必要です。

#	質問	はい	いいえ
Q1	自社グループの年間連結売上高は、直近4年のうち2年以上で約1,200億円 (€7.5億) 以上か?	→ 対象の可能性あり	→ 基本的に対象外
Q2	グループに海外子会社・関連会社があるか?	→ 複数国対応が必要	→ 国内のみなら簡易
Q3	グループ内に法人税率が低い国 (15%未満) での操業拠点があるか?	→ 課税リスク大	→ リスク限定的
Q4	日本にグループの最終親会社 (UPE★) があるか?	→ IIR 申告義務あり (2024年度~)	→ 親会社国の対応も必要
Q5	税務・財務・経営企画と横断的なプロジェクト体制が未整備か?	→ 至急体制構築を	→ 継続強化

⚠ 「対象外」でも確認が必要なケース

売上高が閾値を下回る場合でも、以下のケースでは顧問税理士・監査法人への確認を推奨します。

- グループ再編やM&Aにより近い将来閾値を超える見込みがある場合
- 主要取引先の大手MNEからPillar Two対応の確認・開示を求められている場合

- 一部国で QDMTT★が課税される可能性があり子会社に影響が生じる場合

全体スケジュール早見表

フェーズ	時期	主な対応	優先度
緊急	今すぐ～2026年3月	影響範囲確認・体制構築・2024年度 IIR 申告準備	● 最高
重要	2026年4月～9月	2025年度 IIR 申告・UTPR/QDMTT 対応開始・GIR 準備	● 高
計画	2026年10月～2027年3月	簡易 ETR セーフハーバー評価・システム本番稼働	○ 中
継続	2027年以降	OECD ガイダンス更新対応・2029年実績評価準備	● 継続

STEP 1～8 実務アクション詳細

STEP
1

適用範囲（スコーピング）の確定

所要時間の目安：1～2週間

▶ 何をするか

自社グループが「年間連結売上高 7.5 億ユーロ（約 1,200 億円）以上」という閾値を満たすかを確認します。「連結売上高」とは、グループ全体の連結損益計算書の一番上の数字（売上高）です。

▶ 具体的な確認手順

1. 直近 4 事業年度の連結損益計算書を用意する（経理部門に依頼）
2. 各年度の「売上高（または収益）」の合計をユーロ換算する（概算で可）
3. 4 年中 2 年以上が €750M（約 1,200 億円）を超えているか確認する
4. グループ内のすべての法人（子会社・関連会社・ジョイントベンチャー）をリストアップする
5. 投資ファンドや年金基金など適用除外になる事業体があるか確認する

💡 よくある質問

Q：子会社の立場の場合、自社単体の売上で判定するのか？

A：いいえ。グループ全体の連結売上高で判定します。最終親会社が誰であるかを確認した上で、グループ全体の数字を用います。自社が日本の中間持株会社の場合は、最終親会社（外国企業の場合もあり）の連結財務諸表を確認してください。

Q：為替レートはどのレートを使えばよいか？

A：概算では 1 ユーロ＝160 円前後（2025～2026 年水準）を使用して構いません。厳密には各対象会計年度の平均レートを使用します。

STEP
2
ガバナンス体制の構築と社内説明

所要時間の目安：2～4週間

▶ 何をするか

Pillar Two は税務部門だけでは対応できません。財務・経理・IT・内部監査・経営層を巻き込んだ横断プロジェクトを立ち上げます。

▶ 具体的な確認手順

6. プロジェクトオーナー（税務部長または経理部長）を決定する
7. 関係部門（財務・経理・連結決算・IT・内部監査）にプロジェクトへの参加を要請する
8. 外部専門家（顧問税理士・監査法人・コンサルタント）の起用範囲を決定する
9. 経営陣への初回ブリーフィング（報告）を実施する

📄 経営陣への初回報告メモ ひな型

（以下を参考に、自社の状況に合わせて修正してください）

件名：**BEPS Pillar Two**（グローバル・ミニマム課税）への対応状況と今後の方針についてご報告

拝啓、〇〇部長 / 取締役

OECD 主導のグローバル・ミニマム課税（Pillar Two）について、当社グループへの影響と対応方針をご報告いたします。

【背景】

年間連結売上高が約 1,200 億円以上の多国籍企業グループは、事業を行うすべての国・地域で最低 15%の実効税率での課税が義務付けられました。日本では 2024 年 4 月以降に開始する事業年度から段階的に施行されています。

【当社グループへの影響】

① 適用対象：当社グループは閾値（約 1,200 億円）を「上回る / 下回る」見込みです。② 課税リスク：〇〇国（法人税率 X%）での子会社利益に対しトップアップ課税の可能性がります。③ 追加コスト試算：現時点での概算は●●百万円程度です（精査中）。

【今後の対応方針】

財務・経理・IT 部門と連携した横断プロジェクト（責任者：〇〇）を立ち上げ、段階的に対応してまいります。外部専門家として〇〇法人の支援を受ける予定です。

【ご判断・ご指示をいただきたい事項】

・外部専門家への委託予算の承認（概算：●●百万円/年） ・プロジェクト推進のための関係部門メンバーのアサイン

STEP
3
ETR（実効税率）の概算計算と課税リスク確認

所要時間の目安：2～4週間（外部専門家と協力）

▶ 何をするか

各国・地域ごとに「**ETR（実効税率★）が 15%を下回っているか**」を確認します。15%を下回っている国では追加課税（トップアップ税）が発生します。

▶ ETR 計算の仕組み（簡易版）

計算式イメージ

ETR（実効税率）＝ 各国で実際に支払った税金額 ÷ 各国の税引前利益

トップアップ税率＝ 15% － ETR

課税対象となる超過利益＝ 税引前利益 － SBIE（実質ベース所得除外額★）

トップアップ税額＝ トップアップ税率 × 課税対象超過利益

▶ 数値シミュレーション例

（架空の例：日本の親会社が〇〇国に子会社を有する場合）

項目	〇〇国 子会社（例）
対象国の法定税率	10%（低税率国）
子会社の税引前利益	100 億円
支払法人税額	10 億円
ETR（実効税率）	10% ÷ 100 億円 = 10%
Pillar Two 最低税率との差	15% － 10% = 5%（不足分）
SBIE（人件費×5% + 有形資産×5%）	▲5 億円（除外）
課税対象超過利益	100 億円 － 5 億円 = 95 億円
トップアップ税額（概算）	5% × 95 億円 = 4.75 億円
誰が課税するか	QDMTT がなければ → 日本の IIR で課税

💡 この計算で担当者が今すぐ確認すること

10. **CbCR（国別報告書★）** を入手し、各国の実効税率（概算）をリストアップする
11. ETR が 15% を下回る国（リスク国）をピックアップする
12. リスク国の税引前利益・支払税額・従業員数・有形資産帳簿価額を各子会社に照会する
13. 専門家と協力して本格的な **GloBE** 計算を行う準備を進める

STEP

4

セーフハーバーの適格性評価

所要時間の目安：1～3 週間（STEP 3 と並行）

▶ セーフハーバーとは？

セーフハーバーとは、一定の簡易テストをクリアすれば複雑な **GloBE** 計算をしなくてもトップアップ税額をゼロとみなせる特例制度です。使えるなら積極的に活用することで、計算コストを大幅に削減できます。

▶ 現在使えるセーフハーバー（2026年時点）

制度名	適用期間	内容・判定条件	重要ポイント
移行期間 CbCR セーフハーバー (TCSH)	～2027 年末までの年度	以下 3 テストのいずれか 1 つをクリアすれば、その国のトップアップ税ゼロ	△ 一度「不適格」になると以降使用不可 (Once out, always out)
QDMTT セーフハーバー	恒久 (期限なし)	対象国が「適格 QDMTT」を導入していれば、IIR・UTPR での追加課税なし	各国の QDMTT 導入・適格性を定期確認
簡易 ETR セーフハーバー	2027 年度～ (恒久)	TCSH の後継。簡易計算の ETR が 15% 以上なら課税なし	TCSH が終わったらこちらに移行

▶ TCSH の 3 テスト (詳細)

以下の 3 つのうち、いずれか 1 つをクリアすればその国のトップアップ税額はゼロとみなされます。

テスト名	判定条件	必要データ	使いやすさ
① デミニマステスト	総収入 < €1,000 万、かつ税引前利益 < €100 万	CbCR 上の収入・利益データ	◎ 小規模な現地法人向け
② 簡易 ETR テスト	CbCR の簡易 ETR \geq 基準値 (2025 年: 16%、2026・2027 年: 17%)	CbCR 上の税額・利益データ	○ 高税率国向け
③ 通常利益テスト	CbCR の税引前利益 \leq SBIE 相当額	CbCR + 従業員給与・資産帳簿価額	○ 低利益国向け

△ 「Once out, always out」ルールに注意！

TCSH を利用した国で一度「3 テストすべて不適格」となると、以降はその国で TCSH を二度と使えません。

このため、テスト結果がギリギリの国については慎重に判断する必要があります。不確実な場合は外部専門家に相談してから選択してください。

STEP 5

データ収集体制の構築

所要時間の目安: 1～3 カ月 (最難関)

▶ なぜデータ収集が難しいのか？

Pillar Two の計算には、従来の法人税申告書では収集していなかった新たなデータが多数必要です。国際的な調査では、企業の 76% がデータ収集の複雑さを最大の課題と回答しています。

▶ 主な収集対象データ (優先順)

優先度	データ項目	入手先	担当部門
● 必須	各構成事業体の税引前利益 (国別)	連結決算システム / 子会社財務報告	経理・財務
● 必須	各構成事業体の当期法人税費用 (国別)	税務申告書 / 子会社財務報告	税務・経理

優先度	データ項目	入手先	担当部門
● 必須	各構成事業体の繰延税金資産・負債（国別）	各国財務諸表	経理・財務
● 重要	各国の適格従業者の給与・報酬総額	人事システム / 子会社 HR	人事・経理
● 重要	各国の適格有形資産の帳簿価額	固定資産台帳	経理・IT
○ 必要	グループ内取引（内部取引）の詳細	移転価格文書 / ERP システム	税務・経理
○ 必要	事業体分類・所在国・所有構造	グループ法務管理データベース	法務・税務

▶ 今すぐ始めるデータ収集の実務チェックリスト

- グループ全法人リスト（事業体ツリー）の最新版を確認した
- 連結決算システムから、国別・事業体別の税引前利益データを抽出できるか確認した
- 各国の法人税申告書・財務諸表の収集プロセス（誰が・いつ・どこへ送るか）を整理した
- 人事部門に従業員給与データの提供を依頼した（国別・事業体別）
- 経理部門に固定資産台帳（国別・事業体別）の提供を依頼した
- データ収集用の Excel テンプレートまたはシステムの準備を開始した
- 外部専門家と連携してデータ収集ガイドを各子会社に配布した

STEP

6

テクノロジー基盤の整備

所要時間の目安：3～6 カ月

▶ なぜシステムが必要か？

Pillar Two の計算は、国別・事業体別に多数のデータを処理する必要があり、Excel のみでの管理には限界があります。国際的な調査では「完全に準備ができています」と回答した企業は約 25%にとどまっています。

▶ システム整備の選択肢

アプローチ	内容	メリット	デメリット	適した企業規模
① 既存 ERP の活用	SAP・Oracle 等の Pillar Two モジュールを活用	既存データを流用できる	追加費用・カスタマイズが必要	大企業向け
② 専用税務ソフト	ONESOURCE、CorpTax 等の専用ツール導入	精度が高く監査証跡も確保しやすい	導入コストが高い	大～中企業向け
③ Excel+ 専門家協力	外部専門家がテンプレートを提供し管理	初期コストが低い	規模が大きいと限界あり	中小企業・初期段階向け
④ コソーシング	外部専門家と共同でデータ収集・計算を実施	専門性を確保しつつ内製負担を軽減	外部依存度が高い	幅広い規模に対応

💡 初期段階での推奨アプローチ

まず外部専門家と協力して「データ収集テンプレート（Excel）＋簡易計算シート」からスタートし、規模・複雑性に応じてシステム投資を段階的に拡大することを推奨します。

ERP ベンダー（SAP 等）や主要税務専門ファームは、Pillar Two 対応のテンプレートを提供しています。まず顧問税理士・監査法人に利用可能なツールを確認してみてください。

STEP 7

GloBE 情報申告書（GIR）の準備

所要時間の目安：申告期限の 6 カ月前から開始

▶ GIR とは？

GloBE 情報申告書（GIR : GloBE Information Return）は、Pillar Two 専用の国際税務申告書です。グループの税務計算の詳細を税務当局に報告するためのものです。

▶ GIR 提出の基本ルール

項目	内容
提出期限	対象事業年度終了日の翌日から 15 カ月以内（初年度は 18 カ月以内）
提出主体	代理申告事業体（Designated Filing Entity）が一括提出（各国申告が不要になる場合も）
提出先	日本グループの場合は原則として国税庁（各国当局間で情報共有される）
2024 年度申告期限例	3 月決算：2025 年 9 月末（初年度は 2025 年 12 月末）

▶ GIR 準備の実務チェックリスト

- グループ内で GIR を提出する「代理申告事業体」を決定した
- GIR 提出期限（自社の決算日から 15 カ月後）をカレンダーに登録した
- GIR の記載項目（OECD が公表）を確認し、必要データのリストを作成した
- GIR 提出国の国内法要件（日本・各国）を確認した
- 外部専門家・税務ソフトと GIR 作成のスケジュールを合意した

🏠 日本企業の申告スケジュール目安

3 月決算の日本企業の場合（2024 年 4 月～2025 年 3 月対象年度）

- ・ 法人税申告：2025 年 5 月末
- ・ GIR 提出期限（通常）：2026 年 6 月末（15 カ月後）
- ・ GIR 提出期限（初年度）：2026 年 9 月末（18 カ月後）
- ・ IIR 確定申告（法人税別表として提出）：顧問税理士と要確認

STEP 8

継続的なモニタリング体制の確立

所要時間の目安：体制構築後も継続

▶ なぜ継続モニタリングが必要か？

Pillar Two は OECD が継続的にガイダンスを更新しており、各国の国内法化も進行中です。一度対応すれば終わりではなく、継続的な情報収集と対応の見直しが必要です。

▶ 継続モニタリングの具体的な内容

頻度	モニタリング内容	情報源
毎月	OECD の新規ガイダンス・プレスリリースの確認	OECD 公式サイト・顧問専門家のニュースレター
四半期	主要子会社所在国の国内法化状況の確認	PwC カントリートラッカー・WTS グローバル
半期	セーフハーバー利用状況・ETR 見込みの見直し	社内 ETR モニタリングレポート
年次	GIR 申告準備・税務戦略の見直し	外部専門家との年次レビュー
随時	M&A・組織再編時の影響評価	プロジェクトチームへの速報連携

▶ 有用な情報収集リソース

- OECD 公式サイト： <https://www.oecd.org/en/topics/sub-issues/global-minimum-tax/>
- PwC Pillar Two Country Tracker： <https://www.pwc.com/gx/en/services/tax/pillar-two-readiness/country-tracker.html>
- 国税庁 Pillar Two 改正あらまし： <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0025004-012.pdf>
- EY Japan 税務ニュース： https://www.ey.com/ja_jp/tax（毎月更新）
- KPMG Japan BEPS Pillar Two： <https://kpmg.com/jp>（随時更新）

日本企業向け 2026年以降の重要スケジュール

時期	主なイベント・対応事項	担当部門
2024年4月～	IIR（所得合算ルール）適用開始（令和5年度税制改正）	税務
2025年末	移行期間 UTPR セーフハーバー終了（暦年度）	税務
2026年3月末	2024年4月～2025年3月年度の IIR 法人税申告	税務
2026年4月～	UTPR・QDMTT（国内ミニマム課税）適用開始	税務・経理
2026年6月末	2024年4月～2025年3月年度 GIR 提出期限（通常）	税務
2026年9月末	2024年4月～2025年3月年度 GIR 提出期限（初年度）	税務
2027年以降	簡易 ETR セーフハーバー（TCSH 後継）の活用開始	税務
2029年まで	OECD による Pillar Two 実績評価の実施	全社

us 米国子会社を持つ日本企業への補足（Side-by-Side の影響）

2026年1月に合意された Side-by-Side パッケージに Y より、米国に最終親会社（UPE）を持つ MNE グループは、IIR・UTPR の課税が免除されるセーフハーバーを選択できます（ただし各国の QDMTT は引き続き適用）。

日本に UPE を持つグループで米国に子会社がある場合は、米国での GILTI 課税との二重課税リ

スクや、米国 QDMTT（現時点では米国は未導入）の有無について顧問専門家に確認してください。

初級担当者が陥りやすい落とし穴 TOP 5

#	落とし穴	なぜ起きるか	どう防ぐか
①	TCSH で「一度不適格になった国」に気づかず再度申請しようとする	Once out, always out ルールを失念	国別に適格性管理シートを作成し、一度不適格になった国にフラグを立てる
②	ETR を単体の法人税申告書ベースで計算してしまう	GloBE の ETR は UPE 会計基準の財務諸表ベース	外部専門家に「GloBE 所得」の定義を確認する
③	データ収集を「申告の直前」に始める	250 超のデータポイントが必要だと知らない	STEP 5 の通り、6 カ月以上前から子会社に照会を開始する
④	GIR 提出を IIR 法人税申告と同じ期限と誤解する	期限が異なることを知らない	STEP 7 の期限表を社内カレンダーに登録する
⑤	「日本は未導入だからまだ大丈夫」と放置する	他国で QDMTT や IIR が先行適用されていることを失念	主要子会社所在国の導入状況を四半期ごとに確認する

用語集（★マーク語の解説）

本ガイド中に★マークで示した専門用語の解説です。

用語	解説
GloBE（グロービー）	Global Anti-Base Erosion Rules。Pillar Two のルール体系全体の名称。
UPE（ユーピーイー）	Ultimate Parent Entity。最終親会社。グループの頂点に位置する法人。
ETR（イーティーアール）	Effective Tax Rate。実効税率。実際に支払った税金÷税引前利益で計算。
QDMTT（キュードーエムティーイー）	適格国内ミニマム税。各国が自国内企業に課す最低税 15%のトップアップ課税。
IIR（アイアイアール）	所得合算ルール。親会社の国で、低税率国の子会社利益に課税する仕組み。
UTPR（ユーティーピーアール）	軽課税所得ルール。IIR で漏れた低税率所得に、他国が課税できるバックストップ。
トップアップ税	実効税率が 15%に達しない場合に、差額分を追加で課税される税額。
SBIE（エスビーアイイー）	実質ベースの所得除外額。従業員・有形資産に基づき、課税対象から除外される利益額。
セーフハーバー	一定の簡易テストをパスすれば、複雑な計算を省略してトップアップ税額ゼロとみなせる特例制度。
TCSH（ティーシーエスエイ）	移行期間 CbCR セーフハーバー。2027 年まで適用できる移行期の簡易免除制

用語	解説
チ)	度。
GIR (ジーアイアール)	GloBE 情報申告書。Pillar Two 専用の国際税務申告書。
CbCR (シービーシーアール)	国別報告書 (Country-by-Country Report)。すでに義務化されている各国別の財務情報申告書。
Side-by-Side	米国が GloBE を直接導入する代わりに、既存の GILTI 制度で対応することを他国が容認する枠組み。
GILTI (ギルティ)	米国の外国子会社最低課税制度。Pillar Two の IIR 相当として機能する。
適格国内法人税率	QDMTT 適用国か否かの判定に使う、その国の法定法人税率 (表面税率)。

クイックリファレンス：担当者アクションチェックリスト (総括)

📅 フェーズ 1：緊急対応 (今すぐ～2026年3月)

- STEP 0：閾値チェック (5問) を実施した
- STEP 1：全グループ法人リストを作成した
- STEP 2：経営陣への初回報告メモを提出した
- STEP 2：横断プロジェクトチームを立ち上げた
- STEP 3：CbCR をもとにリスク国 (ETR<15%) をリストアップした
- STEP 4：TCSH の 3 テストを各国で評価した
- 2024 年度 IIR 申告の準備を外部専門家と開始した

📅 フェーズ 2：重要対応 (2026年4月～9月)

- STEP 5：データ収集テンプレートを全子会社に配布した
- STEP 6：税務テクノロジーの方針を決定した
- STEP 7：GIR 提出期限を社内カレンダーに登録した
- UTPR・QDMTT 対応の影響分析を開始した
- GIR 提出スケジュールを外部専門家と合意した

📅 フェーズ 3：計画対応 (2026年10月～継続)

- STEP 8：月次・四半期モニタリング体制を確立した
- 簡易 ETR セーフハーバー (2027年～) の評価を開始した
- OECD ガイダンス・各国法改正の情報収集ルーティンを確立した
- 米国子会社があれば Side-by-Side の影響評価を完了した

免責事項：本ガイドは情報提供のみを目的として作成されており、税務アドバイスを構成するものではありません。具体的な税務対応については、必ず資格を有する税務専門家にご相談ください。OECD ガイダンスおよび各国税法は継続的に更新されており、本ガイドの内容は情報基準日 (2026年1月) 以降に変更される可能性があります。